

## 那珂市地域福祉計画（案）に対する意見を募集した結果について

### 1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集期間

平成21年1月30日(金)～平成21年2月27日(金)

#### (2) 閲覧及び意見の募集方法

- ・ 那珂市ホームページへの掲載
- ・ 那珂市役所福祉課での閲覧
- ・ 那珂市役所瓜連支所での閲覧
- ・ 那珂市立図書館での閲覧

#### (3) 閲覧等の概要

- ・ ホームページへのアクセス 163件

#### (4) (案)に対する意見(コメント)、質問等

- ・ 電子メールにより、1人から3件の意見の提出がありました。

この意見について、適宜要約した上、それに対する市の考え方をまとめましたので公表します。

#### ○第2章第6節地域福祉の課題について

No.	意見の概要	市の考え方
1	当市の夜間の介護・看護態勢は極めて貧弱であり、全身性障害など重度の障害を持った者には、「健康的で文化的な最低限度の生活」を営むことが難しい現状である。	今回課題としてあがっておりますように、まだまだ重度の障害をお持ちの方が在宅で生活するためのサービスは整っていないのが現状かと思えます。第4章第3節(2)福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくりにもありますように、民間事業所にも協力をいただきながらサービス提供体制等の充実を図っていきたいと考えております。

#### ○第5章(2)計画の推進体制づくりについて

No.	意見の概要	市の考え方
2	③社会福祉協議会の役割について 社協は、民間企業とは異なり、採算性だけに縛られず、最低限のセーフティーネットを守る準公共的な役割を果たすべきではないか。	那珂市社会福祉協議会においては、平成19年3月に策定した「那珂市地域福祉活動計画」に基づき、その役割を果たすべく各種の事業を推進しているところです。計画・事業の内容については、那珂市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

3	<p>④市の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターは、夜間の介護や看護の態勢を守るような、公務員でなければならない業務をこそ担うべきではないか。</li> <li>・「健康で文化的な最低限度の生活」というナショナルミニマムを守る責任を国、県、各市町村は連帯して負っていることを、今一度思い起こすべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この計画は地域福祉を推進するための目標、方向性を示すもののため、具体的な業務の内容にはふれておりませんが、地域包括支援センターの業務については、法令で規定されているところです。</li> <li>・今後とも市の役割を認識し、地域福祉の推進を図っていきたいと考えております。</li> </ul>
---	--	---